

令和 2 年度第 17 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 2 年 1 2 月 2 日

担当部・課：健康部健康推進課〔内線 2 4 1 2〕

① 件 名
石巻市地域外来・検査センターの設置について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 新型コロナウイルス感染症については、国内において感染拡大の傾向にあり、宮城県内においてもクラスターが多数発生するなど、未だ収束の見通しが見えない。このような状況下において、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行も懸念されていることから、地域の充実した医療提供体制の確保が求められている。</p> <p>【目的】 新型コロナウイルス感染症に対応する診療体制の強化につなげるため、発熱等の症状がある軽症の患者を対象とした検査施設を整備し、石巻圏域の検査体制の拡充を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 104 号） 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕】 第 4 章 安心して健やかに暮らせるまち 第 2 節 生涯を通じて元気で健康な暮らしが実現できるようにする 1 一人ひとりの健康づくりを推進する</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 2 年 7 月 新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の整備について（県に要望） 新型コロナウイルス感染症に関する打合せ会 8 月～11 月 関係団体協議</p>
⑤ 主な内容
<p>新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる者に対し、かかりつけ医や保健所の判断に基づく PCR 検査を行い、圏域の検査体制の拡充を図るため、石巻市地域外来・検査センターを設置する。</p> <p>なお、検査にかかる運営を宮城県から本市が受託し、東松島市と女川町の協力のもと運営する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 名称：石巻市地域外来・検査センター 2 開設者及び管理運営者：石巻市長 3 開設期間：開設予定日～令和 3 年 3 月 31 日（必要に応じて延長あり） 4 開設場所：非公表 5 診療日時：火曜日及び木曜日 13 時から 15 時（完全予約制） 6 診療体制等：ドライブスルー方式（完全予約制） 医師 1 人（医師会）、看護師等 1 人（市・町）、受付等 1 人（市・町）、 医療事務 1 人（委託）、誘導 2 人（市・町） 7 開設予定日：令和 2 年 1 2 月 2 4 日（木） <p>※開設場所については、患者のプライバシー保護の観点から非公表</p>

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】 新型コロナウイルス感染症の冬場の流行に備え、感染が疑われる患者の迅速な検査により感染の拡大防止とともに、石巻圏域の検査体制の充実が図られる。</p> <p>【市財政への負担】 令和2年度事業費：約28,000千円 （内訳）①需用費 ②役務費 ③委託料 ④使用料及び賃借料 （財源）診療報酬及び県委託金</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>【同様の事業の実施状況】 県内では栗原市、大崎市等、他県では岩手県北上市、釜石市等で設置している。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>令和2年12月 市議会第4回定例会に、石巻市診療所条例の一部を改正する条例及び関係予算案について提案 石巻市地域外来・検査センター開設、診療開始</p>
<p>⑨ その他</p>